

---

平成30年 第87回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成30年 3 月13日（火曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成30年 3 月13日 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（正法庵とんぼの里公園）
- 日程第 2 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（切畑ふれあい広場）
- 日程第 3 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（中辻農村公園）
- 日程第 4 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
（八田コミュニティセンター）
- 日程第 5 議案第21号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 6 議案第22号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 7 議案第23号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）  
について
- 日程第 8 議案第24号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）に  
ついて
- 日程第 9 議案第25号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予  
算（第 5 号）について
- 日程第10 議案第26号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第11 議案第27号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）に  
ついて
- 日程第12 議案第28号 平成30年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第13 議案第29号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第30号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第31号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第32号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算につい  
て
- 日程第17 議案第33号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算につい  
て
- 日程第18 議案第34号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第35号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について

- 日程第20 議案第36号 平成30年度新温泉町水道事業会計予算について  
日程第21 議案第37号 平成30年度新温泉町下水道事業会計予算について  
日程第22 議案第38号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(正法庵とんぼの里公園)
- 日程第2 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(切畑ふれあい広場)
- 日程第3 議案第19号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(中辻農村公園)
- 日程第4 議案第20号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
(八田コミュニティセンター)
- 日程第5 議案第21号 平成29年度新温泉町一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第6 議案第22号 平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第7 議案第23号 平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第24号 平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第9 議案第25号 平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算(第5号)について
- 日程第10 議案第26号 平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第11 議案第27号 平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第12 議案第28号 平成30年度新温泉町一般会計予算について
- 日程第13 議案第29号 平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第30号 平成30年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第15 議案第31号 平成30年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第32号 平成30年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第33号 平成30年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について
- 日程第18 議案第34号 平成30年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について
- 日程第19 議案第35号 平成30年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について
- 日程第20 議案第36号 平成30年度新温泉町水道事業会計予算について

日程第21 議案第37号 平成30年度新温泉町下水道事業会計予算について

日程第22 議案第38号 平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算について

---

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	太田昭宏君
3番	岩本修作君	4番	阪本晴良君
5番	森田善幸君	6番	中井次郎君
7番	重本静男君	8番	小林俊之君
9番	谷口功君	10番	宮本泰男君
11番	河越忠志君	12番	浜田直子君
13番	平澤剛太君	14番	竹内敬一郎君
15番	中村茂君	16番	中井勝君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 仲村祐子君 書記 ..... 中井勇人君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	西村銀三君	教育長 .....	岡田耕治君
温泉総合支所長 .....	太田洋二君	牧場公園園長 .....	池内俊久君
総務課長 .....	西村大介君	企画課長 .....	井上弘君
税務課長 .....	長谷阪治君	町民課長 .....	谷田善明君
健康福祉課長 .....	森本彰人君	商工観光課長 .....	岩垣廣一君
農林水産課長 .....	仲村秀幸君	建設課長 .....	田中雅樹君
上下水道課長 .....	松岡清和君	町参事 .....	土江克彦君
浜坂病院事務長 .....	吉野松樹君	会計管理者 .....	中村光春君
こども教育課長 .....	西村徹君	生涯教育課長 .....	川夏晴夫君
調整担当 .....	小谷豊君	代表監査委員 .....	川崎雅洋君

---

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第87回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御多用のところ御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

本日は、公の施設に係る指定管理の指定並びに平成29年度一般会計及び特別会計、公営企業会計補正予算を中心に議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 皆さん、おはようございます。定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、事件案4件、一般会計、特別会計並びに公営企業会計に係る補正予算案につきまして御審議をお願いいたします。

議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第87回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第17号

○議長（中井 勝君） 日程第1、議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定について（正法庵とんぼの里公園）、担当課長に説明を求めます。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第17号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。このたびの議案に係る施設名は正法庵とんぼの里公園でございます。

それでは、審議資料のナンバー1の55ページをごらんいただきたいと思います。施設の指定管理者予定の正法庵区との基本協定書を掲載しております。

第1条に、目的として、新温泉町農村公園条例第9条の規定による必要事項を定めるものとしております。第2条におきましては、資料59ページからの管理業務仕様書により管理するものとしておりまして、第3条で、管理物件は仕様書の中で示しております。第4条ですが、指定期間でございます。本年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。第5条では、指定管理料を規定しておりますが、この詳細につきましては、別途年度協定書で定めるとしておりまして、具体的には年額3万円としております。第6条、第7条、第8条では、事業計画書及び実績報告書の提出及び必要に応じて業務報告を求めるとしてしております。第9条では、施設の修繕は基本的に指定管理者において対応するとしております。第10条及び第11条は、指定管理者の賠償責任を定めております。第12条では、指定の取り消しの場合を定めておりまして、協定違反、不適当な管理業務である場合でございます。第13条は、12条で指定管理

を取り消された場合を含み、指定期間が満了した場合の原状回復義務を定めております。第14条及び第15条は、再委託あるいは権利、義務の譲渡禁止の内容となっております。以下、16条、17条、18条で、個人情報保護、信義誠実の原則、疑義の決定について定めておまして、現在の指定管理期間満了後の本年4月1日に現在の指定管理者である正法庵区長との協定を締結する予定としております。

次の59ページからは管理業務仕様書を掲載しております。

1として、施設の概要ですが、位置は新温泉町正法庵字奥山471番地ほかで、施設内容は3,103平米の公園でございます。その次に管理物件の内訳を示しております。公衆トイレ、あずまや、広場、池などがございます。3では、指定管理者が行う業務として、運営に関する事及び維持管理に関する事、さらに基本協定にありましたとおり、事業計画及び事業報告を町へ提出することとなっております。

なお、現在の指定管理者も正法庵区でございますが、過去5年間の指定管理において特に問題となるような事項はなくて、施設を利用して他地域との交流事業でありますとか、地域の触れ合い交流会等を実施するとともに、草刈りでありますとか、樹木管理などの施設内の美化活動を行っておりまして、引き続き指定管理したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の本文のほうに戻っていただきまして、1として、公の施設の名称は正法庵とんぼの里公園、2、指定管理者となる団体の名称は正法庵区、区長、藤本久行氏でございます。3として、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 二、三お聞きしたいと思います。

合併前になされた公園だと思うんですが、利用実績なり、健全に管理されてることあるんですが、もともとのこの事業の目的、どういったらいいですか、目的に応じたような利用、その辺は、そういう部分での健全な利用というのはなされてるんでしょうか。

それと、これ地上権はどこが持っているのかなということ。僕は何回か行かせてもらったんですけど、ほとんど人がいないときでありました。とつてもすばらしいトンボが案内役で国道、県道にもおまして、何かそれが立派なトンボだったのに、ちょっと朽ち果ててきてないのかなということ。もろもろ、地上権のこと聞いたのは、もしかしたらもう地域だけの公園だったら、地域にもう渡してもいいんと違うかなというような、ちょっと気持ちもあって質問をしております。そのあたりを教えてください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） まず、利用の関係ですが、平成14年から18年にかけて整備されたという、補助事業を活用して整備したところをごさいますて、ふるさと村会員というのがございまして、それらを含めて、トンボ池の設計などワークショップというような形で設計をして、自力施工を行ったということをごさいます。地域の交流活動はもちろんなんですけども、都市の住民なんかとも交流を続けるということで整備されて、そのとおりに、目的どおり利用されているということをごさいます。

それと、地上権の関係をごさいますて、地上権につきましては、土地は正法庵の生産森林組合の土地をごさいますて、地上権は町が設定してるということをごさいます。以上をごさいます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） そのふるさと村会員、ちょっと僕、初めて耳にしたんだけど、村会員というのは正法庵の村会員ということでしょうか。その目的が正法庵だけの交流ということなんですか。指定管理の規定の中に実績ということがあった。実績の中ではどれぐらいの利用がなされてるか、その中で村会員が何ぼかいるかわかんないけど、そのあたりを説明欲しいんだけど。さっきそういうつもりで言ったんだけど、そういうことも言ったつもりなんだけど、それをちょっと示してほしいと思います。

最初申し上げた、ほぼ村だけでやる、運営というか、必要性がその中であるんだしたら、もしかしたらもう村に渡すようなことも選択ができないのかなと。定期的にこうして指定管理でやっていくこともいいとは思いますが、ただ、もう実態に合わせたようなことで考えることも大事なという気がするものですから、そのちょっと方向性と実績を示してください。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） まず、ふるさと村会員っていいものは、地区の住民ではなしに、都市部に住む住民の方々をごさいます。

実績につきましては、具体的な何人という数字は今、手元にごさいませんが、樹木管理をごさいますとか、昆虫の標本づくりでありますとか、つかみ取り大会なんかを夏の間、8月ごろにやっておりますし、区の親睦会でありますとか運動会なんかは10月ごろにやっておるということをごさいます。

それと、あと、村に渡すようなということをごさいますて、当然、ほかの地区の方が利用するということはほとんどないわけをごさいますけども、農村公園条例の中にきちんと規定されておりますし、ただ、いろんな区にある集会施設なんか、例えば起債が終わったら区のほうにというような事例もございますので、今すぐということではないんですけど、そういった村のほうに全て譲渡するというような考え方も考えてみることはいいのかなというふうには思いますが、このたび指定管理をさせていただいて、その次の更新のときとかいうときには、特に具体的な補助事業に関する支障となる条件がなければ、区のほうに譲渡も考えてみたらいいかなというふうには考えます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 3回目になりますかね。実績報告の中で数字が出てこないというのが非常にクエスチョンなんだけど、今お話聞くと、どうも正法庵だけの中の公園というような認識がちょっと今含まれたんだけど、この事業やりました、何人参加しました、こんなこと普通違うのかな。だから、それは逆に、報告受けたほうが聞かんといけんと違うかな。ある部分では効果測定できませんで、多分。そこまで気にしてない場合、みんなどうまいこと使ってくれたらええがなという、ベースがそんなところかもわからんですけど、でも、ちゃんと決めがあって報告もらって、報告の中身が一体全体この施設はどれだけの利用があるんだいということは当然やっぱりつかむべき。

答弁の後で申されておりました、そういう可能性もあるんだっただらということ言われてました。これはこのことだけじゃありません。次に出てくる中辻農村公園とか切畑とか、共通して言えることということで、今回、先に言わせてもらいました。これは農村公園の条例の中でそういうことができるんだっただら、逆にそのことがより管理が徹底できて、自分らのものとしてできることにつながるようであれば、それがベストだと僕思うんです。そういう部分では、だからぜひもろもろのこんな含めて、農村公園自体のあり方というか、行政がたくさん持って施設を管理するのとでも大変なんですから、そういうことは公共施設の中でも言われてますし、ぜひそういう切り分けをしてもらってちょっと軽くなる、そういう行政をして、浮いた力は別に注ぐ、そういうことをやっぱり常に、リニューアルするとか、そんなことしてほしいという気持ちから意見しております。

数字わかんなかったら構しまへんし、視点としてはそういう部分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 具体的な実績報告というのは出していただいておりますので、また再度その中でそういった数字的なものも確認してみたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 中村議員から大変いい御質問だったというぐあいに思っております。再度検討をしたいというぐあいに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 私はこの地域にかかわっております、とんぼの里公園ってというのは大変地域にとっては利用させていただいている公園です。実際、毎年たくさんの子供たちが地域の青推協であるとか、スポーツ21、子ども会、小学校とかで毎年楽しませていただけて、すごくありがたいと思っております。

ですので、指定管理と村の管理とどちらがっていうのはちょっと私をはっきりとはわ

からないんですが、先ほども議員さん言っておられました、トンボのすばらしい大きなあれがあるんですけど、確かにもう羽根がもげてしまっててちょっとかわいそうになっているので、直してほしいって言った場合は、こちらのほうで指定管理していただいているということで、こちらのほうで直していただくとありがたいですし、とても広いので、本当に子供たちにとって貴重な場所です。

やはり田舎なんでもどこでも遊べるんじゃないかって思われがちですけど、実際、持ち主のわからない山へ入っていくっていうのは子供たちにとっては不可能ですし、大人が連れていくといっても、こういう場所じゃない限り、どこにでも入って行っていいっていうわけではないので、自然の豊かな地域でありながら、なかなか自然に触れる場所がなかったという点では、本当にこのとんぼの里公園ができてとてもありがたいですし、地域の皆さんも継続して利用していただいています。ていうのが正法庵地区だけではなく、広い範囲、東小学校区はもちろんですけど、それ以外の人たちもトンボを通して、また自然を通していろんな経験させていただいていますので、指定管理っていうのはそういう点ではありがたいと私のほうは感じていますので、また村のほうとも協議していただいて、積極的にお話を持っていただいて、どちらがいいかっていうのはちょっと今のところはわかりませんが、今は指定管理がとてもありがたいと思っておりますので。（発言する者あり）

そうでしたね、済みません。

○議長（中井 勝君） 質疑お願いします。

○議員（12番 浜田 直子君） 質疑、できれば継続していただきたいです。そうでした、質疑でした。モニュメントの件です。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 施設の修繕っていうか、それについては、当然町のほうと協議をしながら進めさせていただきたいと思えますし、例えば昨年度、28年度、グラウンドなんかの整備も町のほうでさせていただいたということもあります。報告の中に、当然広い施設ですので、修繕箇所も当然出てくるというふうに思えますし、そういったのは町のほうで対応するのか、地元のほうで対応していただくのか、そういったことは引き続き協議をさせていただいた上で対応はしたいというふうに思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 12番、浜田直子君。

○議員（12番 浜田 直子君） 済みません、モニュメントのトンボの件についてはどうでしょうか。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） ただいま申し上げましたように、その壊れている箇所、ちょっと確認はしておりませんので、橋のどこにあるやつでしょうかね。

○議員（12番 浜田 直子君） 2カ所、久斗橋のところと。

○議長（中井 勝君） 挙手して発言してください。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） そのモニュメントの破損している箇所も確認した上で、区のほうと協議をさせていただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第18号

○議長（中井 勝君） 日程第2、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について（切畑ふれあい広場）、担当課長に説明を求めます。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） それでは、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定について説明をさせていただきます。この施設名につきましては切畑ふれあい広場でございます。

それでは、審議資料のナンバー1の62ページをごらんいただきたいと思います。施設の指定管理者予定は切畑区でございますが、それとの基本協定書を掲載しております。

第1条に、目的として、新温泉町農村公園条例第9条の規定による必要事項を定めるものとしております。2条につきましては、管理業務仕様書により管理するとしておりまして、第3条で、管理物件はその仕様書の中で示しております。第4条の指定期間でございますが、本年の4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。第5条では、指定管理料を規定をしておりますが、無料ということになっております。第6条、7条、8条では、事業計画、実績報告、必要に応じて業務報告を求めることを定めております。第9条では、施設の修繕は基本的に指定管理者において対応するとしております。第10条、第11条では、指定管理者の賠償責任を定めております。12条では、指定の取り消しの場合を含めて定めておりまして、協定違反、不適当な管理業務である場合でございます。13条、12条で指定管理を取り消された場合を含めて、指定期間が満了した場合の原状回復義務を定めております。第14条、第15条では、再委託あるいは権利、義務の譲渡禁止の内容となっております。16条、17条、18

条で、個人情報保護、信義誠実の原則、疑義の決定について定めておきまして、現在の指定期間満了後の本年4月1日に現在の指定管理者である切畑区長との協定を締結する予定にしております。

それでは、次の66ページからでございますが、管理業務仕様書を掲載しております。

1として、施設の概要でございますが、位置は新温泉町切畑844番地で、施設の内容は1,734平方メートルの公園でございます。その次に管理物件の内訳を示しております。あずまや、広場、ベンチ、樹木等でございます。3におきましては、指定管理者が行う業務として、運営に関する事及び維持管理に関する事、さらに基本協定にありましたとおり、事業計画でありますとか事業報告を町のほうへ提出するという事になっております。

なお、現在の指定管理者も切畑区でございますが、この施設におきましては、過去5年間において特に問題となる事項はなくて、施設を利用して交流行事、それから防災の訓練、美化活動などを実施しておきまして、冬期間においては自主的に除雪作業を実施して管理に努めておるということでございます。したがって、引き続き指定管理したいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案の本文のほうに戻っていただきまして、1、公の施設の名称は切畑ふれあい広場、2、指定管理者となる団体の名称は切畑区、区長、中村俊彦氏でございます。3として、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中井 勝君） 説明終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第19号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について（中辻農村公園）、担当課長に説明を求めます。

仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 議案第19号、公の施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。このたびの議案に係る施設名は中辻農村公園でございます。

それでは、審議資料のナンバー1、68ページをごらんいただきたいと思います。施設の指定管理予定は中辻区との協定を予定しておりまして、その基本協定書を掲載しております。

第1条に、目的として、新温泉町農村公園条例第9条の規定による必要事項を定めるとしてあります。第2条は、資料66ページからの管理業務仕様書により管理するとしてあります。第3条で、管理物件はその仕様書の中で示してあります。第4条、指定期間でございますが、本年の4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。第5条では、指定管理料を規定しておりますが、無料ということになってあります。第6条、7条、8条では、事業計画書、実績報告書の提出及び必要に応じて業務報告を求めることと定めてあります。第9条では、施設の修繕は基本的に指定管理者において対応するとしてあります。第10条及び第11条は、指定管理者の賠償責任を定めてあります。12条では、指定の取り消しの場合を定めておいて、協定違反、不適當な管理業務である場合でございます。13条におきましては、12条で指定管理を取り消された場合を含めて、指定期間が満了した場合の原状回復義務を定めてあります。第14条、15条は、再委託あるいは権利、義務譲渡の禁止の内容となっております。以下、16条、17条、18条で、個人情報保護、信義誠実の原則、疑義の決定について定めておりまして、現在の指定期間満了後の本年4月1日に現在の指定管理者である中辻区長との協定を締結する予定としてあります。

次の72ページからは管理業務仕様書を掲載しております。

1として、施設の概要ですが、位置は新温泉町中辻字上スワ914番地で、施設の内容は2,000平米の公園でございます。その次に管理物件の内訳を示してあります。トイレ、休憩所、ブランコなどがございます。3では、指定管理者が行う業務として、運営に関すること及び維持管理に関すること、さらに基本協定にありましたとおり、事業計画、事業報告を町へ提出することとなっております。

この施設におきましては、現在、中辻区が指定管理者ということでございますが、これまで指定管理において特に問題となる事項はなくて、施設を利用してしるめて祭、子ども会の活動でありますとか収穫祭などの交流行事、さらに地域の防災訓練ですとか美化活動などを実施しております。引き続き指定管理したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案本文に戻っていただきまして、1、公の施設の名称は中辻農村公園、2、指定管理者となる団体の名称は中辻区、区長、西澤章氏でございます。3、指定の期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 議案第 20 号

○議長（中井 勝君） 日程第 4、議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定について（八田コミュニティセンター）、担当課長に説明を求めます。

川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 議案第 20 号、公の施設に係る指定管理者の指定について説明をさせていただきます。このたび、平成 30 年 3 月 31 日付で 5 年間の指定管理協定が終了します八田コミュニティセンターにつきまして、引き続き指定管理協定書に基づきまして管理運営をお願いするものであります。審議資料ナンバー 1 の 74 ページの新温泉町八田コミュニティセンターの管理に関する基本協定書をお願いします。

このたび、指定管理につきましては、77 ページに掲載しておりますように、新温泉町を甲、八田文化交流会を乙として、八田コミュニティセンターの管理に関する基本協定を締結するものであります。このたび契約をします八田文化交流会につきましては、八田地域の各区長を初め、各種団体から組織されており、八田地域の文化、交流や地域住民の生活における総合的な機関として、さまざまな行事をされております。また、現在も八田コミュニティセンターの指定管理を行っており、平成 20 年 4 月から 5 年間、2 期の指定管理をお願いしておりますが、特に問題になる事項は発生しておりません。

今回、指定管理者として選定するに当たりまして、八田地域に位置する八田コミュニティセンターは、八田地域の各種団体で組織されている八田文化交流会に指定管理を引き続きお願いすることによりまして、地域に密接した効率的な運営ができるものとして、契約を締結をしたいと思っております。

それでは、77 ページの協定書の内容ですけれど、まず、第 1 章、総則としまして、第 1 条、本協定の目的としまして、本施設を適正かつ円滑に管理するために協定書を締結すると規定しております。

また、78 ページの第 7 条、指定期間につきましては、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年の 3 月 31 日までの 5 年間としております。

第2章、本業務の範囲としまして、第8条、本業務の範囲としまして、施設の許可に関する業務、設備の維持管理に関する業務、利用料の取り扱いに関する業務等を規定しております。

また、第3章、本業務の実施ということで、第11条、本業務の実施につきましては、仕様書、事業計画書を提出していただきまして、それに基づいての管理を行うように規定しております。

次に、79ページ、第12条、管理責任者等ということで、必要な知識、技能、経験を有する者を管理責任者として選任するという規定をしております。

また、第14条、本施設の改修につきましては、乙が自己の費用と責任において実施するものとしております。

次に、第4章、備品等の扱いにつきましては、甲が無償で提供するというふうに規定しております。

また、第5章、業務実施に係る甲の確認事項ということで、第19条では、業務計画書の提出ということで、年次ごとに計画を出していただくように規定しております。

また、81ページにつきましては、第21条、業務報告書の提出ということで、年度ごとに提出をお願いしております。

また、第6章、指定管理料及び利用料金につきましては、第24条、指定管理料の支払いにつきましては、別途年度協定によって定めております。

また、26条、利用料金の収入の取り扱いということで、利用料金を当該乙の収入として収受することができるとしております。利用料金の規定につきましては、新温泉町使用料徴収条例に基づいて、その範囲内で定めるものとしております。

あと、第7章、損害賠償及び不可抗力として、28条また29条以下、規定をしております。

あと、第8章、指定期間の満了につきましては、事務の引き継ぎ等、規定をしております。

第9章、指定期間満了以降の指定の取り消しにつきましても、第37条以降に規定をさせていただきます。

あと、85ページ、第10章、その他ということで、権利・義務の譲渡の禁止等、禁止事項について規定をしております。

また、86ページの第42条、本業務の範囲外の業務ということで、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用によって自主事業を実施することという規定をしております。

87ページですけれど、本年30年3月31日に契約が満了します。それで、引き継ぎに4月1日から引き続き八田文化交流会との協定を締結したいというふうに規定をしております。

89ページにつきましては、管理に係ります物件のほうを項目を上げさせていただい

ております。

議案書に戻っていただきまして、1、公の施設の名称、八田コミュニティセンター、2、指定管理者となる団体の名称、八田文化交流会、会長、西脇明。指定の期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間。協定の締結につきましては、4月1日を予定しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 八田のコミセンに関しては、指定管理のこの団体に関してどうこうという部分で申し上げることはないんですけども、こちらが示されている、委員会資料についていた事業計画などでも、化石館入館の利用者増を図ると、団体さんのほうもこうおっしゃってるんですが、果たして町としてその部分、小学校の授業の中で取り組むとか、何か協力するような、地域の子供たちにこの地域の中のことを学んでもらう、そういった施設でもあるわけですから、そういう取り組みをされるようなお考えはないでしょうか。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 特に八田コミセンのおもしろ昆虫化石館の利用につきまして、町内の小学校の利用については無料としております。コミセンの館長を含めて、小学校のほうに出前講座とか、またそういう形で利用をしていただくような取り組みをしていただいておりますし、教育委員会としても、学校の授業また地域の学習の一つということで、そういうことで八田コミセン、またおもしろ昆虫化石館の利用を呼びかけ、また利用していただくような取り組みができたというふうに思います。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） こちらの施設に関しては、町が直接管理する以命亭などと負けず劣らず、非常に活発な活動をされていらっしゃいます。展示に関しても、町内に限らず、よその地域からもたくさん作品を集めて、非常に積極的に活動されている。その中で、片や化石館のほうに関しては、やはり町内からの利用者が少ないということも伺っておりますので、昨年からジオパークのイエローカード、再認定のイエローカードの話というのたびたび出ておりますけれども、山陰海岸ジオパークのステップアップ会議、1月から2月にかけて3回このエリア内で行われておりました。そのうち2回参加いたしましたけれども、やはり地域の中での連携を図るという部分、またそれぞれの地域、広域での連携を図る部分でも、子供たちの教育の分野に関して、ジオパークの活動というものをきちっと伝えていくと、それが必要であるという意見が多々出ておりました。そういう点を考えると、町の施設であるわけでもありますし、指定管理という形で、団体が活動するだけでなく、教育部門、小学校、それから生涯教育の中での活動、

そういう部分を通じて、こちらの施設の利用の促進を具体的に図るべきではないかなというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 川夏生涯教育課長。

○生涯教育課長（川夏 晴夫君） 委員会資料でも施設の利用状況を上げさせていただいております。その中で、昨年に比べ、八田コミセンの展示含めて、利用がふえてきているという状況を把握しております。そういう中で、先ほどのジオパークのイエローカードのという状況の中で、生涯学習施設、以命亭とか、いろんなまち歩き案内所等、ジオパーク等のそういう学習施設が町内にいろいろあるわけですが、やはりそういう施設を連携、またとる中で、その活用なり利用を促進していけたらというのが一つの課題だというふうに思っています。そういう中で、この八田コミセンのおもしろ昆虫化石館につきましても、そういう連携の中でしていきたいというふうに思っていますし、おもしろ昆虫化石館につきましては生涯教育課の管轄ということではしておりますし、また丸投げとか、指定管理のほうに委託するというわけではなくて、担当の者がかわる中でいろんな展示指導などをしておるとい状況にあります。そういう形でこの八田コミセンのおもしろ昆虫化石館を含めまして、地域のふるさと学習等に利用していただくような形で今後していけたらというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 9 時 4 2 分休憩

午前 9 時 4 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

#### 日程第 5 議案第 2 1 号

○議長（中井 勝君） 日程第 5、議案第 2 1 号、平成 2 9 年度新温泉町一般会計補正予算（第 1 0 号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）につきまして、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明については、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、一括で行います。よろしく願いいたします。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 歳出で8ページ、財産管理費、総務費の。その中でちょっと関連でお尋ねしますけども、旧照来小学校の解体工事の問題を一般質問で取り上げたんですけども、その工事は順調でしょうか。今何%までいってますか。まだ建屋が全てなくなるとか、そういう状況じゃありませんけども、これ、今月の23日までが工期ということで、延長してそうなったわけですけども、これ大丈夫ですか。工期どおりにきちっと整地まで含めてやられるんでしょうか。その点わかっておられたらちょっとお尋ねをいたします。

それから、13ページの浜坂認定こども園の整備検討委員会委員、このことでちょっとお尋ねをしたいんですけども、これについては、実際にもう募集をかけられたんでしょうか。今度実際に、新聞紙上では今話題になってる場所も含めて再検討ということになっておるわけですけども、どういう形なのか。これまでは3カ所に絞るまでが検討委員会の一つは仕事だったように思うんです。その後は町行政が、要は最終的には決めますよってというようなお話になってたんです。その理由は、検討委員会の中では無理だろうと、そこまで、最後まで責任を持ってもらうことはってというようなお話だったように、経過覚えてるんですけども、この考え方は一体どうなのか、それをお尋ねいたします。

それから、14ページの衛生費で保健衛生総務費ってということで、負担金補助及び交付金、浜坂病院の経営改善ってということで、これについては資金不足対策ということを説明をされました。2億6,000万円、これが計上されておるわけですけども、これで、いわゆる不足比率ですね、資金の、これは何%になるんでしょうか。これをお尋ねします。

それから、その下の24節に投資及び出資金として200万5,000円が減額となっておりますけども、実際に出資金というのはどういうものなんでしょうか。こうやって上のほうでは経営改善のために補助金を出す。しかしながら、下のほうでは、この出資金については減額という形になるわけですけども、このちょっと関連を教えてください。この経営改善補助金2億6,000万円を出した後、財政調整基金については一体何ぼになるのか、それをお尋ねをいたしたいと思っております。関係なければお答えなくても結構なんですけどね。それをお尋ねいたします。

それから、23ページに、この病院の関係なんですけども、諸支出金で病院事業会計

貸付金ということで、エレベーターの改善なりそれなりということでありますけども、一つは貸付金でやろうとする根拠、これをお尋ねいたします。

それから、もう1点お聞きしたいのは、水道企業会計から病院会計に貸付金が一時的貸し付けみたいな形で資金が出ているのかどうなのか、いろいろと病院会計というのは複雑至極で、減ったり、貸し付けを含めて一般会計からの持ち出しなりが出ているわけで、ちょっとそこら辺のところをきっちり説明してほしいなと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 旧の照来小学校の解体工事についてでございます。

まず、工期のほう、当初11月30日から12月25日という設定で何とか降雪までに、年内にということで計画をしておりましたけども、12月初旬の降雪の関係もありまして、工期を3月23日に延長させていただくとととでございます。

総務委員会でのこのたびの資料としましては、2月28日現在で進捗率が54%ということで報告をさせていただいております。現時点では、きょう現在、大まかなところで、約7割と、70%の進捗率ということで、何とか3月23日の工期内には完成をするように、今、鋭意進めておるところでございます。

道路側から重機を入れて工事をしております。トラックはもちろんグラウンドに直接入っておるんですけども、そういうことで、まず校舎、体育館は残しますので、校舎の中央部を壊して、そして重機が入れるスペースをつくって、そして体育館の横のトイレを新設しますので、その工事と取り壊しを並行して進めるように現在しております。現時点では校舎のまだ手前が少し残っておりますけども、そういうことで何とか工期内の完成を目指したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、私のほうで、病院のまた資金不足比率等につきましては事務長のほうで答弁をいたしますけども、出資金、貸付金についての考え方でございます。企業会計のほう、俗に言う3条予算、4条予算というんですけども、収益勘定の関係で、3条の予算には経営改善の補助金ということで補填をしておりますし、4条関係、資本勘定です。こちらには出資金、貸付金ということで、一定のルールのもとで補填をしております。出資金は主に元利償還金のうちの元金分の起債の償還等の借金の返済の約2分の1をルールとして補填をしております。また、投資的な事業がある場合には、それに対しても一定の率で補填をしております。それから、貸付金も、これ同様に、今、議員がおっしゃったように、エレベーター等のこのたび改修がありましたので、そのことについての財源の補填を一般会計からいたしております。

それと、一時借入金につきましては、市中銀行から借り入れをしますと、やはり当然利息はつくわけですけども、金融機関にお支払いすると、見積もりをとって安いところを決めてお支払いするということになるんですけども、企業会計のほう、留保資金がございまして、その資金を内部で流用するというか、活用したほうが利息はもちろん一定の国の率を適用して、プライムレートなどの長期の優遇の関係の利率、その時点での



○議員（6番 中井 次郎君） 照小の解体工事についてはいろんな話が出ておまして、マニフェストが最後の、今ごろの解体工事っていうのは極めて厳しい規制があるわけですけども、いろいろと業者の中からは、今解体している業者についても問題がありだというような、そういう話まで聞こえてくるわけです。ぜひマニフェストに基づいて、町の当然やることですから、町行政がマニフェストを返ってくると、一体どこにそういう、解体したものを処分をするのか、こういうことまできちっと見る必要があるという話も出ておるわけで、これは私もそのように感じます。ぜひそこら辺とこは、問題にならないように、後日気をつけていただきたいと、このことを申し上げときます。

浜坂病院の経営改善なり中で、ここの資金のことですけども、いわゆる水道企業会計から毎年借りて、一定の時期になったら返すと、そういう繰り返しをやっているように感じてるんですけども、それはいつの時点で、例えば借りて、いつの時点なれば返すと、こういう操作をしているのか。過去、一定どの程度の金額を借り入れをしているのか。私はなぜこういうことを言うかという、経営改善やら、それから貸付金だとか、そういうものを含めて、一体何ぼの資金が足りないようになるのかということがよくわからないんです、実際のところって。2億6,000万なのか、それにプラス経営改善の普通のだけなのか、そういうことがよく上がってこないんです。だから、どの程度年間を通じて、1つの年度で結構ですから、この程度は資金的にはやっぱり不足になるんだと。それをこういう形で補って、資金不足も、言えば20%内に抑えるという形になっているという、ちょっと説明をお願いできればありがたいと思うんです。

それと、検討委員会、浜坂認定こども園の、先ほどの課長のお話を聞いてますと、また同じようなことに今度ならへんのかなと、資金のどうかこうとかっていうことが、要は検討委員会ではなかなか無理だっていうことでそういうことになったと。今度、実際のところってどこの場所になるかもわからんのですけども、やっぱりその委員会なら委員会できちっと財政的な問題は町行政も入っているわけですから、財政担当も入って、この程度だったらいけるだろうってことがあるわけで、私は最終までやるべきだし、それから新しい施設ができて、やっぱりそれが本当に浜坂認定こども園にふさわしい代物がどうかを含めて、運営を含めて、一定の期間はやっぱり検討委員会としてきちっと見ていく必要があるのではないかと、このように感じてます。ぜひそういう方向で議論を求めたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） まず、旧の照来小学校の解体についてのマニフェストの徹底した管理ということで、廃棄物の処理等につきましては、マニフェストをもとに最終的にきちっと徹底した管理をさせていただくように考えております。

それと、病院の一時借入金の件でございます。会計年度独立の原則の中で、年度の区分の中で返済、また借り入れをしております。したがって、資金の不足が年度を越えて続く場合、まず水道会計から借り入れしております一時借入金を一旦市中銀行から

一時借入金をして返済をし、そして年度を越えてから新たに水道会計からまた一時借入金を、不足する場合には借りるといような形で運用をしております。

それと、資金不足比率につきましては、現在ゼロと、事務長のほうマイナスと言いましたけど、資金不足マイナスですので、資金不足比率はゼロということとなっております。資金不足比率は、御存じのように、流動負債と流動資産との差し引きの中で事業規模でまたそれを除するという計算になりますので、実際の資金不足と、また資金不足比率とは若干異なってくる部分もございます。

また、詳細につきましては、事務長のほうで答弁をしていただきます。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 議員御指摘の同じようなことにならないかというふうな懸念なんですけれども、28年度のそういった課題を含めて、今回要綱の見直しを行っております。例えば新しいものといまして、委員会にアドバイザーを設置するというふうなことで、少しは専門的な第三者的にも見られる方の委員としてのアドバイザーということで考えている、要綱としてそのような規定を考えているところでございます。

また、検討委員会の運営につきましては、前回の課題も含めた中で検討方法については慎重に検討したいというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 運転資金の一時借入れの関係でありますけれども、現在、他会計から4億円という形の借入れをさせていただいております。これについては、先ほど総務課長が説明したように、年度の区分の中で不足するときには、資金ショートとしたときに一時借入れをさせていただいて、またそれを年度内の中で返済しながら、繰り返して運用させていただくとところであります。

また、資金不足については、毎年資金不足比率を計算するわけなんですけれども、例えば平成29年度の年度末の予想するときには、流動負債が約5億3,100万円、流動資産が2億7,600万ということで、資金不足額が2億5,500万、不足比率については27.4%ということでありましたから、そういった資金不足の解消を含めたところで今回追加で2億6,000万、年額で3億1,000万という形での経営改善補助金という形での繰り入れをお願いしていると、そのような状況でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 検討委員会、認定こども園の移転問題につきましては、できるだけオープンな形で決定を見たいというぐあいに思っております。不透明な決定方法にならないように、いろんなデータ、情報を検討委員会の場で検討させていただいて、その場でできるだけ決定していただくと。あとは、何ていいますか、当局で決定したということにならないような形がベターだと思っております。できるだけ決定方法はわかる、

つまり、オープンな場で決定が至る、そういう方向性を考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 質問いたします。歳入もあわせてでいいんですか。

○議長（中井 勝君） 歳出が先。

○議員（15番 中村 茂君） 関連するんだけど。

○議長（中井 勝君） じゃあ、どうぞ。

○議員（15番 中村 茂君） いいですか。どっちが先ということが言いにくいもので、歳入で4ページ、農山漁村おみやげ畜産物販売促進事業補助金1,651万1,000円の減額であります、大変効果的な補助金で、道の駅の整備の補完というか、そういう部分で大きな成果があったと思うんですが、歳入で減額されて、歳出の減額が見えない。商工振興費の中に、ほかにあるのかな、あれば教えてほしいんだけど、商工振興費内で上がってくるという気がしたものですから、勘違いであれば申しわけないです。減に伴っての相手方、歳出の減が見えんだけど、その辺はどんなふうにしてるのかなと。今回、委員会資料見た中で、実施状況、2月28日現在、これはこの減額を想定した部分でなのか、今後執行予定もかなり何百万もある中で、今の減額、歳出の増減の部分が見えない。それで、実施状況で今後執行予定がかなりあると、この辺のかかわりというか、関係を説明してほしいなど。

それから、残念ながら浜坂病院の経営改善2億6,000万、大変残念であります。せめて1億6,000万、1億5,000万ぐらいになったらいいなという希望的な感触であったんですが、結果的にこういう形になっとる。2億6,000万じゃなくても、1億6,000万じゃあかんのかなと。不足が少々繰り越して、繰り越しというか、要はゼロにせいでも、やっぱり自分のペナルティーとして、次に何とかクリアしたるでというようなことを含めて、2億6,000万出さんでも、1億6,000万、財政計画上ぐらいでとまれんのかなと、そんなひそかな疑問を持っております。

各年度ごと借金をみんな一般会計がちゃんと潰してくれて、結果フリーな中で経営できる。現場にとっては一番それが望ましいことかもわからんけど、負担する側としては大変なんだよ、本当。今まで言わんでもわかってくれると思うけど。僕ら議員になってから14億ぐらいになる違うかな、本当大変。住民の皆さんもどうしなるだらって言って、本当に。経営改革プランつくって、それで、一生懸命現場は頑張っておりますとは言うけど、でも、でもやっぱり成果示してくれんといけんし、プランがプランどおり、いい方向に向かってね、あっ、ちょっと先明るいなど、そんなことを見せてくれんと、ひたすら足らん分を出し続ける、これは住民の皆さんにとって大変申しわけない。命を守ってもらってる代償だから仕方ないっていう部分も一面ではありますよ。でも、でもやっぱりそんなもんじゃない。このことは多分現場のほうがようわかっと思いうけど、そういう意味からいって1億6,000万で辛抱できんのかなということ聞いてみたい

と思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 4ページの農林水産業費国庫補助金、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業補助金でございます。補正額といたしまして1,651万1,000円の減となっております。事業費は補助額50%でございますので、3,302万2,000円ということになります。これの歳出が上げられてないという御質問でございます。

先ほど委員会資料のお話がありました。その中で備品費ということで4,900万ほど計上させていただいております。備考欄のほうに補助対象外へということで書かせていただいております。この事業につきましては、昨年6月に補正をさせていただきました。当初予算に上げております備品、あるいは看板等も補助対象として認められるということで、一部PR施設とか、そういうのも入れさせていただく中での補正をさせていただきました。事業実施に当たりまして、備品に補助対象外になる部分があるということで認められないという中の精算でございますので、歳出のほうといたしましては、このたび計上しておりませんが、補助の対象外になった金額が確定いたしましたので、その部分の減ということで上げさせていただいているところでございます。

また、変更増の予定でございますけれども、委員会の報告の中でさせていただきましたが、屋根つき通路の変更ということで、この金額の変更をさせていただいております。手続は農政局の事務調整で今行っているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 病院の経営改善の補助金でございます。議員のお話にありますように、例えば従来資金不足比率20%を超えない範囲での補助ということで続けてきた経過も以前ございます。昨年の補正の段階で資金不足比率ゼロという形で方針を決めてきております。20%以内で何とかおさまる形で継続していくことも一般会計に対する影響というのは当然少なくなるわけですが、根本的な問題としては全く解決できていないわけですし、ちょっとずつ入れるかたくさん入れるかの違いであって、問題は病院の経営そのものに今、問題があるわけですから、昨年ですか、の補正のときに一旦資金不足ゼロにして、抜本的な改革に取り組む必要性を皆様にもお話しする中で、病院も頑張ってくださいという姿勢で来ておりますので、ここはやはり2億6,000万入れて、資金不足は一旦解消する中で、病院の経営改革を抜本的に取り組んでいくという姿勢でいくということで、現在、西村町長とも協議もして進めておるところでございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 今、答弁をいただいて、改めてそうだったという気がしました。それは病院が本当に再建というか、そういうくみ出しをするときに、ゼロからしたいということだったと思います。僕、そのときはそうだったと。その後ずっと、ゼ

口にして、病院を従来どおりの形でゼロにしながらしていくことは理解してなかったですね。再建再出発の改革プランの実施の中で、要は肩の荷を一回おろしてやろうと、それは理解しましたよ、あのときに。でも、それが毎年毎年不足をずっと補っていくということは、たしかそのときに僕はそうじゃないと思ってたから。それがこうして現実的にそういう方針だということでこういうふうに出てるけど、ちょっと違ったんじゃないかなという気がするんです。そうやったといえ、そうかもわからんけど。でも、そうしてくれんと困る、みんなが。これだけ基金がどんどんどん底ついて、本当に。10億、30年度の決算見たら、もしかしたら二、三億下振れで、もう七、八億になるようなことも可能性としてはあるような状態の中で、この状態で、例えばまた来年も2億入れるとか、そんなことになったら本当に。いや、基金、それは基金がなくなったから、町が潰れるわけでもないけど、でも、やっぱり安全・安心を提供する、住民に対する、提供する側としては、ある程度の蓄えを持ってして、いつでも大丈夫ですよと言える状態をつくっとかんとあかん。そういう中では、非常にこの病院の状態、一回ゼロにリセットしたんだからっていうところから出発してくれんと、毎年毎年ゼロじゃないということを強く申し上げておきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 吉野病院事務長。

○浜坂病院事務長（吉野 松樹君） 昨年度5億という大きな金額を繰り入れていただきまして、資金不足比率をゼロということにさせていただきました。それから、何とか病院経営改善に向けて頑張るといふ意気込みで進んできておるところであります。それらの状況を受けまして、財政計画あるいは新病院改革プランについては、実は本年度については計画としては1億8,000万の繰り入れという予定でございました。それが残念ながら3億1,000万、総額の繰り入れということで、大変力不足であるというふうには感じておるところであります。そういった中で、病院改革プランにつきましては、平成29年1億8,000万、30年には1億4,500万、それから平成34年以降は1億3,700万の繰り入れというような計画の中で改善を図っていく形をとっておるわけですが、いずれになりましたら、議員御指摘のように、いつまでも一般会計からの繰入金、多額の金額は難しいということは十分承知しておるところであります。

今現在、浜坂病院といたしましては、いろいろな経営改善の取り組みということを行っておりまして、例えば昨年に比べまして、本年度については入院患者あるいは外来患者も増加しまして、収益的についても昨年同期で約1,800万程度の増資が見込めるといふような改善のところも見えてきております。我々公立浜坂病院といたしましては、これからも経営改善に力を注ぎまして、少しでも収益増、赤字の減少、資金不足の減少ということで取り組んでまいりたいというふうな形をしております。

また、議員御指摘の経営健全化基準の20%を下回ったところでの1億6,000万ではどうだというようなところが、御意見がありましたけれども、昨年からの経営、資金不足率ゼロということで目指しておるところでありますので、何とかこのたび補正に

よる増額というのをよろしくお願ひしたいというふうに思います。今後ますます経営改善に向かひまして、力いっぱい努力してまいりたいというふうに考えておるところであります。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 議員の御指摘のとおりでございまして、昨年の3月に5億円を入れて、もうこれであとは2億とか1億台で推移できればなという希望的な観測もしてございましたけども、なかなか現実是非常に厳しい状態で、2億弱ぐらいは予定してございましたけども、結局、当初5,000万、これで2億6,000万ですから、これで平成29年度、3億1,000万ということで、大きくちょっと見込みが狂ってきております。

そういうことで、従来にも増して、より危機感を持って早急な対応が必要であろうと考えております。病院の経営状況と町の財政、これを両立していくためにはどうしたらいいのかということをお早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

ここで暫時休憩します。10時40分まで。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑をお願いします。

13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 1点、ちょっとお伺ひしたいのがあります。歳出、17ページ、林業振興費の委託料、有害鳥獣捕獲事業、説明では実績減による手当の金額の減ということで説明がありました。委員会資料のほうでも、業務委託の契約状況の説明で、進捗率80%という形で報告がありました。ちょっと契約内容を確認していないので、変更契約等なしで、実績だけでできるものなのかなというところは一つ疑問ではあるんですけども、この実績減、当初の目標がどういう頭数で積算されていて、実績減、実際の捕獲頭数が何頭であったか。そして、また兵庫県が、恐らくこの新温泉町、どの程度の捕獲頭数をしてほしいというような目標数を持っていると思うんですけども、それが何頭であるのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） この委託料につきましては、委託先は新温泉町の有害鳥獣捕獲班のほうに事業委託しとるわけですけども、当初の計画といいますか、積算の基礎となっておりますのが、イノシシが500頭、それと鹿が150頭ということで、これまでの実績を勘案して、それにプラスアルファした分を目標数値として積算をしておったところでございます。結果的には狩猟期に入ったわけですけど、あと狩猟期明け

て3月15日から年度末まで数日ありますので、その実績見込みで、イノシシが300、それと鹿が235の予定で委託料を積算して、その差額を補正減したということでございます。それと、県の目標でございますが、本年度の県の目標というのは、鹿だけが目標設定しておりまして、兵庫県全体で4万5,000ということで、そのうち淡路が1,500、そして本州部が4万3,500頭、それを各市町に割り振っているということでございます。本町の分の、県の割り当てられた目標というのが1,516頭でございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 私、先日、神戸のほうで開催されました兵庫県の森林動物研究センターのシンポジウム出てまいりました。県の施設のシンポジウムですので、県下全体の状況というものを御報告いただけたと。その中で、現状といたしましては、本町の状態は、もともと、従前は鹿の頭数非常に少ない地域であったと。いてもそこまで被害が出るほどいたわけではない。しかし、今の状態は、もともと鹿が多かった地域、それと同じぐらいの頭数。鹿自体は頭数管理できる生き物でありませぬので、密度管理という形でいえば、ほぼ南但でありますとか、県中部と近いような状態になっていると。県の目標数が1,500頭以上なっていて、これに対する町の見込みといたしますか、本年度の有害での目標頭数が、鹿に関しては150頭、10分の1ですね。県の目標数をクリアすればどういうふうになるかという観点から言いますと、実情としては被害を頭打ちにできる程度、これ以上頭数がふえない、頭数の抑制が見込められる程度が県の設定した目標頭数です。ということから考えると、本町が考えているこの頭数に関しては、当然ふえます、この状態でいけば。年度末の実績ですので、これに関して、これ以上どうこうということはもうできないというふうに思いますけれども、新年度、予算においても関係の事業がたくさん入っておりますが、そもそも町の考え、当局も含めて、それから、町民の方も含めて、認識が甘いのではないかとということをお覚悟していただきたい。この目標頭数1,516頭に対して、150プラスアルファで設定したというところの、少し認識をお伺いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 先ほども申しましたとおり、確かにふえているということは実感としてあるわけですし、実績としても、昨年度の捕獲が、有害ですけど、76頭でしたのが、現在は232頭ということでかなりのふえ方だな。ほかの近隣市町を見てみると、実績が下がっているのに本町だけが上がっているというような状況にあるということは思っております。それと、担当課として思いますのは、県の割り振られた字数、この数字自体がどうなのかなというのは担当課として思うところがございますので、その算出の基礎となっているのが目撃効率というのがあって、ハンターの方が目撃された数、これを単純に森林面積に掛けて算出したということでございますので、例えば1頭の鹿を複数のハンターの方が同時に見たというようなことであれば、当然数字はぼお

んとはね上がるわけでした。ですから、そういったことは県のほうも認めておるようですけれども、すごく正確な数ではないというふうに思っております。その数字を、しかしながら目標とするということはあるわけですけど、ただ、今年度の実績については、この目標数字というのは有害だけではないに、狩猟期の実績も含んだものでございます。狩猟期については、今ちょうど猟期ですので、その実績がわかるのはまだまだ先になるというふうに思っております。その実績を踏まえて、この数字との対比というのを考えるべきだというふうに考えます。以上です。

○議長（中井 勝君） 13番、平澤剛太君。

○議員（13番 平澤 剛太君） 県の目標頭数自体が、数字の設定の仕方がどうなのかという、先ほど頭数管理できる生き物ではないということを申し上げましたが、数字をそのままのみにできるものではないというのは確かにそのとおりだと思います。兵庫県においても、平成25年ですかね、生息頭数の推計をぼんと上乘せしたということもあります。結果として、被害が全く抑制されないで、ほかの指標を用いて上方修正したというところがありますので、本町においては鹿の害ということに対して、町民の皆さんも含めて実情になれていないというところがあるのではないかなというところが感じられます。状態としては、もうほぼ南但であるとか県中部に近い状態に、生息状態に近づいているということの認識を持って、この正確な頭数管理ができない中での1,500頭云々に関してなんですけれども、その、例えば1,000頭であっても1,500頭であっても、誤差の範囲で、1桁違う数字を目標にしていますので、もう少し認識を改めていただきたいなというところがあります。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 一部繰り返しになりますけれども、実績としてかなり数字が上がってきているという状況がありますので、その辺は改めて町の目標とするところの計画の数字、その辺もあわせて考えたいというふうに思いますし。ただ、捕獲される範囲の方も、本年度かなり数もふえております。そういったことも考えれば、当然実績が上がってくるのかなというふうに考えますので、その辺も考慮して対応したいというふうに思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 8ページですね。企画費の地域おこし協力隊員の減額補正が示されてます。地域おこし協力隊員は企画だけでなく、農林とか商工とかあると思うんですが、12月議会の討論、議論で、町長はこの地域おこし協力隊員がきちんと指導管理されていないという旨の答弁をされているんですが、そういう事実があるのでしょうか。

それから、13ページ、児童福祉費の需用費、児童福祉総務費の需用費、子育てパンフの印刷代だったと思うんですが、この減額の理由は何でしょうか。新規の事業分を入

れるためだというような説明だったように思うんですけど、ちょっとそれでは理解できませんので、説明をお願いしたい。新規分とはどういうものなのかとか、それによって、なぜ減額補正なのかということをお教えください。

それから、認定こども園費の、主には認定こども園設計業務委託料ですね、3,200万円、これの減額の理由を、なぜ減額ができるのかという理由をお教えいただきたいと思います。

一般質問でも議論をしましたがけれども、私たち議会には地方自治法96条に基づいて予算を議決するということが定められております。その予算議決に並行して、団体意思の決定をするということも、その96条の中には含まれています。団体意思とは、つまり、この認定こども園をすこやか広場に移転改築をするという方針ですね。こういうものを意思決定しているわけです。そして、同じく自治法の138の2は、地方公共団体が、この法令であるとか規則、そして議決に基づく予算に基づいて、誠実に管理し、執行を行う義務を負うというふうに定められています。以降、特に148条には、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の事務を管理し、及びこれを執行するというふうに執行部側の権限が定められています。こういう条項に照らして、この浜坂認定こども園の移転改築先が、あたかも新たに検討するという方針のもとに予算を減額するなどということがどうしてできるのかということをお説明いただきたいんです。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 地域おこし協力隊員、本当に頑張っていていただいております。もっともっと協力隊員の意見、能力、こういったものが発揮されるにはどうしたらよいか、そういう問題提起だというぐあいには思っております。そういう意味で、外から入って、町外から協力隊員として入ってこられた、そういった方々の内部から見た目でなしに、外から見た目、この町がどういう状況なのか、そういった、何ていいますか、見方をまちづくりに生かし切れてない。そういう判断で思っております。ですから、地域おこし協力隊員の方々と、町長就任以来、ほとんどの方々とお話を聞くチャンスもありました。何を考えておられるか、この町にとってどういう方向性がよいのか、そういうことを町長みずから聞いて、確認して、まちづくりに生かせるものを選んで、政策として打っていきたい、そういう思いであります。そういう視点で地域おこし協力隊員の知恵をもっともっと活動を生かしていきたい、そういう視点で発言をしております。

○議長（中井 勝君） 次に、子育てパンフ。

西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 子育てパンフレットにつきましては、平成29年度の予算ということで、発行を年度内ということで予定をしておりましたが、30年度におきまして、きのうも議論がございました出産祝い金、あるいは就学の支援金等、新規事業が新年度に想定されるというふうなことで、それであれば、それが入れ込んだ形での新年度での発行が効率的ではないかという判断のもとで補正で落とさせていただき、

新年度に計上させていただいているというふうなことでございます。

それから、こども園の整備の補正の設計の減についてでございます。議員御指摘のように、昨年3月の定例議会におきまして、浜坂認定こども園の候補地としてすこやか広場を報告をし、住民に合意形成を諮り、実施していくということで、御指摘のように整備のための設計関係の予算も御議決いただいたところでございます。しかしながら、合意形成の段階で、一部団体等の方に御理解がいただけず、その予算の執行ができない状態にあるということで、御指摘の法的なそういった規定もあるところでございますので、その重さについては、町行政としても、その点については遺憾に思っているというところでございます。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 予想どおりの御答弁なんですが、担当課長に地域おこし協力隊については、実際どういう状況であるかということをお答えいただきたいと思えます。

それから、子育てパンフの印刷代ですが、新たな事業を取り入れる、つまり出産祝い金、それから入学祝い金、こういうものを一緒に印刷するために1年おくらせるんだと、これは理由にはできない、私は説明だと思うんです。子育て支援パンフというのは、年々子育て事業っていうのは、国も含めて新たな事業を次々に打ち出しています。どこで線を引くかだけでね、新たな祝い金を制度として位置づける、それなら増し刷りをして、その分だけを挟み込んで保存してくださいと言えれば済むことですよね。全体事業をこれで取りやめるなどということは理由に当たらないと、誠実な予算の執行に反するではないかと。

同じように、認定こども園費の設計業務についても、町長就任以来、この間の町長の一般質問や議会の中での答弁は、一貫して見直すと、選挙公約にも見直しを掲げたんだということを町長はおっしゃっておられます。ところが、その選挙公約を掲げること自体が、私はいかがなものか。96条の議決権は、たとえその予算は反対したものであっても、議決したことについては共有の責任を負うんですよ。しかも、単にお金だけを議決したのではなくて、先ほど申し上げたように、町の方針、この認定こども園でいえば、すこやか広場に移転をして改築をすると、その方針をも団体意思として決定しているわけですから。それを議会の議決を経ずに、町長単独で、あるいは議員単独で変更する方針など打ち出せるはずがないじゃないですか。96条は一体何なのかということが、議員の在任期間中の町長選挙の公約ですよ。同じ共有した責任を、議決をした責任を負っていると。その公約そのものがいかがなものかと思えます。

そして同時に、就任後、その予算を誠実に執行すると、前町長、前教育長がいろいろな各団体に。つまり、この方針は、すこやか広場に移転する方針というのは、新温泉町立浜坂認定こども園建てかえ候補地にかかわる検討委員会報告書をもって、そして、その上に町の行政側の、浜坂認定こども園建てかえ候補地選定審議会を設置して、そして、

検討の上ですこやか広場に決定したと。その検討委員会の報告の中には、津波対策を第一に考慮し、我が町の財政状況等も重要な選定要件であるというふうに位置づけて報告をしているわけです。そして、予算のほうは前倒しをして、津波対策や、差し迫った、つまり浜坂幼稚園と保育所を統合して無理やり押し込めた。面積が確保できずに児童たちが、乳児たちがゆっくりと昼寝をしたり、あるいは遊んだりするスペースが確保できない。あるいは職員室が確保できない。現状でも手狭な状態を一刻も早く解決しなければならない。そして、津波対策を速やかに行わなければならない。こういう要件があって、前倒しで、予算が厳しい中で、この3,200万の予算を組んだわけですよ。こういう方針をどうして議会に諮ることなく町長の一存で変更の決定ができるんですか。この3月6日総務委員会の資料を見れば、候補地の再検討を決定という資料がついています。そして、その方針を決定した上で、町内会長への説明であるとか、体育協会長への説明を行っている。誠実に努力をしました、予算執行のために努力をしましたなどということは何ひとつ足跡としてないです。こういう困難があったから、課長が説明があったように、予算執行に困難があるから方針変更したいという提起さえも議会にはなされていない、委員会にもなされていない。であるのに、どうしてこの予算減額が一方的にできるのか。そんな権限が町長に与えられているのかお答えいただきたい。

○議長（中井 勝君） 総務課長じゃないの、そういう権限が与えられてるか。先に協力隊から行きましょか。各課長。

岩垣商工観光課長。

○商工観光課長（岩垣 廣一君） 商工観光課では、今現在2名の協力隊員の方に頑張ってもらっています。1名は移住定住ということで、空き家バンクを中心に相談会等に参加もしていただいているところでございます。もう1名は道の駅の情報提供ということで、来場者への御案内等をしていただいておりますし、いろいろと勉強されて、その御案内の方法として旅行業の勉強、そういったことも今取り組んでいるところでございます。2名ともそれぞれ個性を生かして頑張ってもらっているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 牧場公園長。

○牧場公園園長（池内 俊久君） 牧場公園におきましても、2名の協力隊が活動しているところでございます。1名につきましては、28年4月採用、2年目になります。もう1名につきましては、29年4月、1年目ということで、両名とも但馬牛の生産振興担当ということで、但馬牛の生産振興にかかわる活動及び但馬牛の飼育。それから、牧場公園来園者への但馬牛のPR、または学生生徒への教育活動、さらには都市と農村の交流活動等を行っております。

具体的に申し上げますと、特に2年目の協力隊につきましては、新温泉町但馬牛管理技術習得支援プログラムに取り組みまして、生産者から借り受けた2頭の牛を中心に、将来の独立就農を目指して、技術習得に努めているところでございます。さらには、業

務外ではございますけども、但馬県民局主催で行われてます夢テーブル会議での講演等も行い、幅広く活躍してるところでございます。1年目の協力隊につきましては、町主催のイベント、全日本かくれんぼ大会への出席であるとか、地元との合同草刈りにも積極的に参加しまして、非常に両名とも良好な勤務態度でありまして、来年度への継続も希望しているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 仲村農林水産課長。

○農林水産課長（仲村 秀幸君） 農林水産課は、現在3年目が2名ということで、協力隊の方がおられます。1人は地産地消ということで、町内の生産グループですとか、そういったものの支援、それから、町内のいろんなイベントを含めて、町外も含めて、他課と連携をして特産物の販売を支援しているということでございますし、もう1名は、町内でとれた特産物を販売促進ということで、ルートづけを行うということで、町外のほうへ販路拡大の事務をずっと続けております。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、こども教育課、西村課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 子育てパンフレットの件でございますが、御指摘をいただきましたように予算措置がされておりましたので、議員が今御指摘がありました、例えば挟み込む方法、あるいははなから加除式にしていく、もしくは予算説明書に載せたらどうかと、いろんな検討をした中で、国の制度も変わっているわけですが、29年度から30年度については、先ほど申しましたように、町の単独事業もここ近年の中では新たな事業として出てきているというふうな判断の中で、このような決定をさせていただいたところでございます。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 一旦議決された予算ということで、今御指摘のような点は、その重さについては感じているところでございますが、事前にとということで、その点については、確かに事前にそういった報告なりがされてないということについては、申しわけないと思っております。

ただ、いろんな判断の中でそういった形が効率的ではないかというふうなことで検討したところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） あわせて、西村町長。先ほどの。

○町長（西村 銀三君） 議決された予算を執行するというのは当然だと思っております。そういうことも当然なんですけど、私も町長公約というものもあります。こういった公約を実現したいという思いもありまして、こういうふうな形になってしまいました。今

後、きっちりと議会にも報告をする中で、改めて見直す中で提案をしていきたいというぐあいに思っています。

○議長（中井 勝君） 9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 今の町長の答弁はどう受けとめていいのか苦しむわけですが、やはりそれぞれの権限、議会の権限、そして執行権限、この範疇でそれぞれ誠実に町民全体の利益を図っていくと、福祉を向上させていくという公務員としての責務があると思うんですね。その上で、その権限を越えてはならないということは絶対に守らなければならない。だから、そこを曖昧にして、私はこれ、議決することはできないのではないかと。本当に町長が問題があると思われるなら、みずから撤回するなり修正するなり再提出されるなり、そういう手だてを私はとってもらいたいと思うんです。

このまま推移すれば、多数決でどういう判断が出るのかわかりませんが、間違っているけど、いや、年度末だし時間がないから、もうこれでいきますわというふうにはしないのが、本来、法律行為を行う行政であったり議会であると思はるんですよ。やはりきちんと、その権限の範疇でお互いの責任を果たしていくということにすべきではないでしょうか。

私の考え方が間違っているというのであれば、それは拡大解釈だよということがあれば、それはそれで指摘をしていただければいいわけですが、どうも何だか今の答弁は、どちらにとっていいのかわからない、先に進むことができないじゃないかと思う答弁ですので、議長、よろしく。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時14分休憩

.....  
午前11時39分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

先ほどの谷口議員の質問に対して、再答弁を総務課長から。  
西村総務課長。

○総務課長（西村 大介君） 済みません、議員のほうから御指摘いただきました予算に執行等についての法令的な整理をさせていただきましたので、説明をさせていただきます。

まず、地方自治法の210条で予算の調製及び議決ということで、長は会計年度、予算を議会の議決を経て編成をしていくということになっております。議員もおっしゃいましたように、議決事件ということで、96条限定列挙されておまして、その第2項に予算を定めることとなっております。これを受けまして、地方自治法の、これも議員のほうで御指摘のありました138条の2ということで、事務管理及び執行の責任ということで、執行機関はその条例、予算に基づいて、その事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し、及び執行する義務を負うとなっております。

予算、1年間12カ月あるわけですが、いろいろな状況の変化もございます。地方自治法の218条の補正予算という項では、長は予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、そのほかの変更を加える必要が生じたときは補正予算を調製し、これを議会に提出することができるということで、このたびの件につきましては、一定の政策の方針変換ということでございます。当然、町長には予算の調製権限、提案件、そして執行権はあるわけですが、その前段には必ず議会の議決というものが必要となっております。そういう点では3月の補正というこの時期が、若干もう少し早い段階で議会のほうに御説明なり提案ができればよかったですのではないかとこのうに、ちょっと自分としては考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 改めまして、予算執行にはきっちりと今後対応をしていきたいと思っております。これまでの経過の中で、説明責任が十分でなかったという点、大変反省をいたしております。そういった点も踏まえて、今後かかることがないように、十分認識した上で、議会の皆さんへの説明責任、並びに予算の執行、それから、予算の提案について改めてきっちりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、中井次郎君。

○議員（6番 中井 次郎君） 町長からそういうお話をいただいたわけですので、今後ぜひ総務課長が言われた、そういうことを念頭に置いて、きちっとした議会に対しての運営に対しての対応もしていただきたいと。

こども教育課長、あなたはもう少し言うことがあるんじゃないですか。先ほどの話では、どうも私は何かちょっと不十分な点があると思うんですけど。総務課長がああ言ったから、それで落としますという話じゃなくて、やっぱりそういうことについて、今後どうなさるのか聞いておきたいと思っておりますけど。

○議長（中井 勝君） 西村こども教育課長。

○こども教育課長（西村 徹君） 御指摘の点につきましては、ただいま総務課長が法的な根拠を説明したところでございまして、その規定によって、今後適正な執行に努めたいというふうに思っております。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を……。討論があるようです。

それでは、討論に入ります。まず最初に、本議案に対し、反対者の発言を許可いたします。

9番、谷口功君。

○議員（9番 谷口 功君） 平成29年度新温泉町一般会計補正予算（第10号）の反対討論を行います。

認定こども園費の設計業務委託料3,200万円と、児童福祉費11節の印刷製本費31万4,000円の減額は認められないという趣旨であります。

先ほども議論したとおり、地方自治法96条は議会の議決権を定めています。これは予算を定めることを義務づけ、同時に団体意思の決定も行うとされており、これに基づき、昨年3月議会で定めた29年度一般会計予算は、団体意思も決定していることとなります。そして、この予算と団体意思を誠実に執行する義務を定めているのが138条の2であります。この条文に照らして、議会が議決した予算は、浜坂すこやか広場での移転改築であり、現在町民がスポーツ施設として活用していることを、つまり、当然反対の意見があることを前提に、この予算を議決していることでもあります。説得も困難をきわめることも前提となっているのであります。この方針と予算を変更するには、議会の議決が必要であります。議会が議決した予算と団体意思を誠実に執行せず、議会の議決権を侵害し、執行機関の義務を果たそうとしないと言わざるを得ない、この減額補正であります。

私が申し上げたいのは、何が何でもすこやか広場でなければならないということが言いたいわけではありません。一旦議決した予算を執行できないならできない、こういう困難な状況があったのだということを議会に報告をして、そして団体意思としての町の方針を変更して、予算も減額するなり、新たな年度でその予算を執行していくというような形をとるべきだという点で、けじめをつけなければならないという意味での反対討論であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数、13名です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第22号から議案第27号まで

の平成29年度特別会計及び公営企業会計6会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

---

日程第6 議案第22号 から 日程第11 議案第27号

○議長（中井 勝君） 日程第6、議案第22号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第7、議案第23号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、日程第8、議案第24号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第9、議案第25号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、日程第10、議案第26号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第4号）について、日程第11、議案第27号、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきまして、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。

次に、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。

次に、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。

次に、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。

次に、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。

次に、平成29年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第4号）について、議会の御承認を賜りたく御提案申し上げるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

暫時休憩します。

午前11時51分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第22号、平成29年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 多くはないんですが、八田診療所、照来診療所、もう細川先生が地域になじんでいただいて、いい診療してるんですが、この3月末で退職というのを聞きました。後任について確保できてるようなお話も聞いたんですが、改めて後任のことを聞いてみたいと思います。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 細川先生は3月末で定年退職ということになってございますので、30年度からは、また今までどおり病院から派遣していただく予定になってございます。

○議長（中井 勝君） 15番、中村茂君。

○議員（15番 中村 茂君） 30年度から、すぐ先ですからね、名前がわかっておれば、引き継ぎも含めて、次はこういう人が来ますからねとか、そういう御案内ができるように、年明けてから、年度明けてから宣伝じゃなくて、もう年度末ぐらいから皆さんにお知らせするような気持ちで、地域の医療なりの、ちゃんとしてますよということを周知してほしいと思います。

○議長（中井 勝君） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 彰人君） 今月末の、区長・町内会長会にも発表させていただき、報告をさせていただきますが、また、地域の方にはチラシ等でお知らせをしたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いします。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号、平成29年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号、平成29年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号、平成29年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。ないようですね。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号、平成29年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑お願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） ありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 27 号、平成 29 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 4 号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） よろしいですか。ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 本案を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 12 議案第 28 号

○議長（中井 勝君） 日程第 12、議案第 28 号、平成 30 年度新温泉町一般会計予算についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、去る 2 月 27 日の本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成 30 年度新温泉町一般会計予算については、予算特別委員会を設置し、これを付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長を除く 15 名の委員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会委員は、議長を除く 15 名の委員を選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1 時 07 分休憩

午後 1 時 0 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任であります。委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に互選をしていただきましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長、1 番、池田宜広君、副委員長、1 0 番、宮本泰男君が選任されました。

予算特別委員会は、会期中に御審査賜りますようお願いいたします。

暫時休憩します。

午後 1 時 0 8 分休憩

午後 1 時 0 9 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、平成 3 0 年度特別会計予算及び公営企業会計予算の 1 0 会計につきましては、一括上程いたします。

日程第 1 3 議案第 2 9 号 から 日程第 2 2 議案第 3 8 号

○議長（中井 勝君） 日程第 1 3、議案第 2 9 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第 1 4、議案第 3 0 号、平成 3 0 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 1 5、議案第 3 1 号、平成 3 0 年度新温泉町介護保険事業特別会計予算について、日程第 1 6、議案第 3 2 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 1 7、議案第 3 3 号、平成 3 0 年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計予算について、日程第 1 8、議案第 3 4 号、平成 3 0 年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計予算について、日程第 1 9、議案第 3 5 号、平成 3 0 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計予算について、日程第 2 0、議案第 3 6 号、平成 3 0 年度新温泉町水道事業会計予算について、日程第 2 1、議案第 3 7 号、平成 3 0 年度新温泉町下水道事業会計予算について、日程第 2 2、議案第 3 8 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案理由の説明は、本定例会の冒頭に施政方針で明らかにされておりますので、省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 2 9 号、平成 3 0 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第 3 8 号、平成 3 0 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算まで 1 0 議案については、予算特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号、平成30年度新温泉町国民健康保険事業特別会計予算から、議案第38号、平成30年度新温泉町公立浜坂病院事業会計予算まで10議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの辺で延会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

次は、3月23日金曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後1時12分延会

---